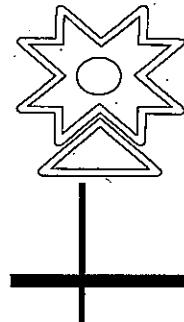


未定稿



# 支払基金サービス向上計画(案)

## (平成23~27年度)

— より良いサービスをより安く —

( 仮題 )

平成22年9月30日  
社会保険診療報酬支払基金

# 新計画案の策定の背景

## 支払基金をめぐる議論

- 平成22年度の手数料をめぐる保険者団体との間での協議
- 行政刷新会議「事業仕分け」
- 厚生労働省省内事業仕分け

・コストの削減

・手数料の引下げ  
・組織のスリム化  
・余剰資産の売却  
・事務・事業の改革

等

## レセプトの電子化の進展

- 平成27年度以降引き続き、若干の紙レセプトが残存。
- 平成27年度には、レセプトの電子化がおおむね完了。



平成23～27年度を対象期間とする新計画(案)を策定。

## 新計画案の全体像

- レセプトの電子化がおおむね完了。それに対応した業務処理体制が本格的に稼働する段階に移行。  
→ 「ITを導入して補助的に活用する仕組み」から  
「確立したITを最大限に活用する仕組み」へ転換。



- 「社会の要請に応える良質なサービスの提供」  
「コスト意識をもった効率的な事業運営」  
→ 「より良いサービスをより安く」提供。

## 良質なサービスの提供

### 1 原審査の充実

#### ① コンピュータチェックの充実

【原審査査定点数に占めるコンピュータチェックの寄与率の倍増：4割程度→7割程度】

#### ② 突合審査及び縦覧審査の実施(平成23年4月～)

	請求件数1万件当たりの査定件数	請求点数1万点当たりの査定点数
突合審査	100件程度	12点程度
縦覧審査	35件程度	5点程度



#### レセプト点検を実施する保険者の事務処理負担の軽減

【原審査請求1万件当たりの保険者の再審査請求件数の半減：96.7件→45件程度】

### 2 審査の不合理な支部間差異の解消

#### ① 審査委員会の機能の強化

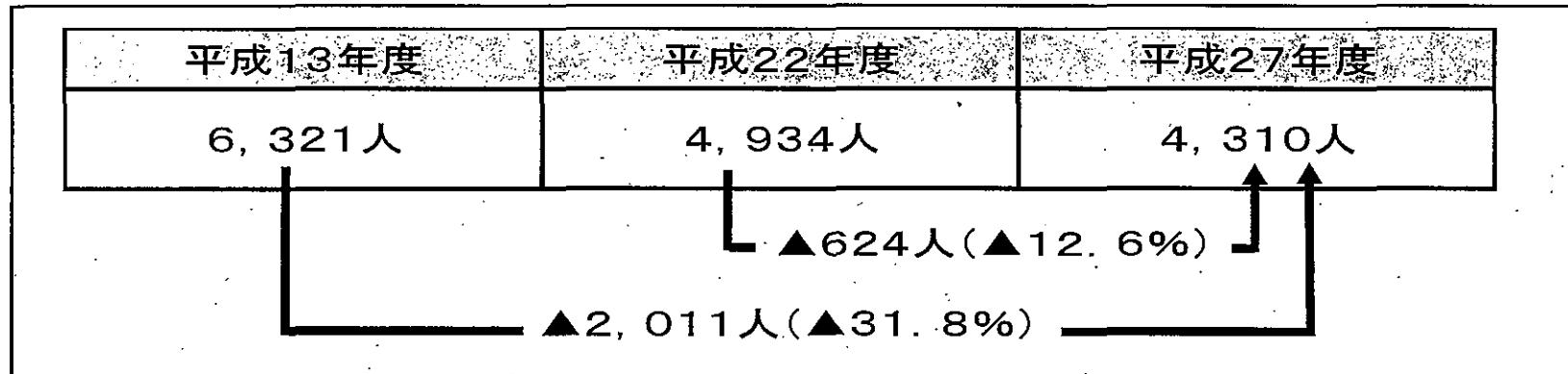
#### ② 職員による審査委員に対する働き掛けの強化

## 効率的な事業運営

### 1 ブロック中核支部等を中心とする業務の集約

- ① 電子レセプトに係る職員の審査事務
- ② 紙レセプトに係る請求支払業務 等

### 2 職員定員の削減



### 3 給与水準の見直し

【ラスパイレス指數の引下げ：106（平成21年度）→ 100】

### 4 コンピュータシステム関連経費の縮減 等

## 人件費及び物件費の両面にわたる総コストの削減



### 手数料水準(全レセプトの平均手数料)の引下げ

平成9年度

107. 29円

平成22年度

90. 24円

平成27年度

80. 00円

▲10. 24円(▲11. 3%)

▲27. 29円(▲25. 4%)

## 医療保険制度に対する貢献

- 従来より、レセプト電算処理システムの開発及び運用や電子点数表の構築について、主導的な役割を果たしてきたところ。
- あわせて、2年ごとの診療報酬改定を始めとする頻繁な医療保険制度改正に際し、施行に間に合うよう、レセプト電算処理システムの基盤となるデータベース等を更新し、国保中央会等に提供してきたところ。
- 加えて、今般、約3万5千か所の医療機関の電子レセプトについて、平成22年診療報酬改定の影響を診療項目別等に分析した結果を初めて公表。
- 今後とも、このような役割を果たすことにより、医療保険制度に貢献。

## 審査支払制度の見直しに関する論点(1)

- 新計画案は、あくまでも現行の審査支払制度の枠組みを前提とするもの。
- このような制度的な枠組みを越えて支払基金の改革を進めるためには、厚生労働省のほか、関係者において、厚生労働省検討会等を通じ、審査支払制度の見直しに関する成案を得ることが必要。



新計画案は、

- ・ 平成23～27年度の取組みを記述した上で、
- ・ これからの審査支払に向けて、厚生労働省検討会等を通じて関係者間で検討されるべき審査支払制度の見直しに関する論点を提起。

## 審査支払制度の見直しに関する論点(2)

① 都道府県単位に設立された審査委員会は、各都道府県の圏域内に所在する医療機関のレセプトについて、それぞれ独立して審査の決定をする権限を有する仕組み。



- i 特別審査委員会又はこれに代わる機関によって設定された審査取決事項が支部の審査委員会に対して一定の拘束力を有する仕組み。
- ii ブロック中核支部に設置された審査委員会等が専門的な診療科等に属するレセプトの審査を実施する仕組み。
- iii ブロック中核支部に設置された審査委員会等が再審査を、本部に設置された特別審査委員会等が再々審査を実施する仕組み。

② 審査の決定は、審査委員の2分の1以上の出席を得た審査委員会の合議によるとともに、審査委員会は、毎月、当月10日までに提出された前月診療分のレセプトについて、当月末日までに審査する仕組み。



- i 担当の審査委員が単独で審査の決定をする仕組み。
- ii 定型的なレセプトに係る審査の決定を職員の審査事務に委ねる仕組み。
- iii 月単位によらず、隨時に審査を実施する仕組み。

## 審査支払制度の見直しに関する論点(3)

- ③ 保険者が負担する手数料については、レセプト件数を基準として設定する仕組み。



審査支払機関が保険者の委託を受けて審査及び請求支払の業務を実施するために必要な事務費について、審査支払機関が総額いくらという形態で請け負い、保険者がその協議に基づいて分担する仕組み。

- ④ 支払基金による受託の対象となる審査及び請求支払の業務は、療養の給付に係るものに限定される仕組み。



支払基金が出産育児一時金の直接支払、柔道整復療養費の代理受領等を受託する仕組み。